

築上町告示第11号

令和4年第1回築上町議会定例会を次のとおり招集する

令和4年2月10日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和4年3月2日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

江本 守君	吉原 秀樹君
北代 恵君	宗 晶子君
丸山 年弘君	池永 巖君
鞆野 希昭君	工藤 久司君
武道 修司君	池亀 豊君
田村 兼光君	信田 博見君
田原 宗憲君	塩田 文男君

○3月4日に応招した議員

○3月8日に応招した議員

○3月9日に応招した議員

○3月17日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和4年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

令和4年3月2日 (水曜日)

議事日程 (第1号)

令和4年3月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告 (提出された案件等の報告)
 - ②町長の報告
- 報告第1号 専決処分について (損害賠償事件に係る賠償額を定めることについて)
- 日程第4 議案第4号 専決処分について (令和3年度築上町一般会計補正予算 (第11号) について)
- 日程第5 議案第5号 令和3年度築上町一般会計補正予算 (第12号) について
- 日程第6 議案第6号 令和4年度築上町一般会計予算について
- 日程第7 議案第7号 令和4年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第8号 令和4年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第9号 令和4年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 令和4年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第11号 令和4年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第12号 令和4年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第13号 令和4年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第14 議案第14号 令和4年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第15 議案第15号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第16号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 築上町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定

について

- 日程第20 議案第20号 築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 小川ダム管理条例の制定について
- 日程第24 議案第24号 小川ダムかんがい用水使用料条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第29号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第30 議案第30号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第31 議案第31号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第32 議案第32号 築上町監査委員の選任について
- 日程第33 議案第33号 築上町公平委員会委員の選任について
- 日程第34 議案第34号 築上町公平委員会委員の選任について
- 日程第35 議案第35号 築上町公平委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告（提出された案件等の報告）
- ②町長の報告
- 報告第1号 専決処分について（損害賠償事件に係る賠償額を定めることについて）
- 日程第4 議案第4号 専決処分について（令和3年度築上町一般会計補正予算（第11号）について）
- 日程第5 議案第5号 令和3年度築上町一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第6 議案第6号 令和4年度築上町一般会計予算について

- 日程第7 議案第7号 令和4年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第8号 令和4年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第9号 令和4年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 令和4年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第11号 令和4年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第12号 令和4年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第13号 令和4年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第14 議案第14号 令和4年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第15 議案第15号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第16号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 築上町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 小川ダム管理条例の制定について
- 日程第24 議案第24号 小川ダムかんがい用水使用料条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第29号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第30 議案第30号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第31 議案第31号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第32 議案第32号 築上町監査委員の選任について
- 日程第33 議案第33号 築上町公平委員会委員の選任について

日程第34 議案第34号 築上町公平委員会委員の選任について

日程第35 議案第35号 築上町公平委員会委員の選任について

出席議員 (14名)

1番	江本	守君	2番	吉原	秀樹君
3番	北代	恵君	4番	宗	晶子君
5番	丸山	年弘君	6番	池永	巖君
7番	鞆野	希昭君	8番	工藤	久司君
9番	武道	修司君	10番	池亀	豊君
11番	田村	兼光君	12番	信田	博見君
13番	田原	宗憲君	14番	塩田	文男君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	西田	哲幸君	課長補佐	横内	秀樹君
総務係長	城山	琴美君			

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川	久三君	副町長	八野	紘海君
教育長	久保	ひろみ君	会計管理者兼会計課長	石井	紫君
総務課長	元島	信一君	企画財政課長	椎野	満博君
まちづくり振興課長	桑野	智君	人権課長	樽本	知也君
税務課長	今富	義昭君	子育て・健康支援課長	吉川	千保君
保険福祉課長	種子	祐彦君	産業課長	鍛治	孝広君
建設課長	神崎	秀一君	都市政策課長	首藤	裕幸君
上下水道課長	福田	記久君	住民生活課長	武道	博君
学校教育課長	野正	修司君	生涯学習課長	古市	照雄君
監査事務局長	田村	貴志君			

午前10時00分開会

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。それでは始めたいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、令和4年第1回築上町議会定例会を開会いたします。

新川町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 皆さん、おはようございます。1月30日の選挙で再選されまして初の議会となりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

冒頭、そういう形の中で明るいニュースをとということで、今人権センターが出しているひまわり、これが全国のひまわりの9月号ですか、これが251点の応募の中で最優秀賞を得たというようなことで皆さんに御報告をしておきます。

そういうことで、本当に皆さん頑張って、いろんな形で人権についての町民へのいわゆる啓発教育をやっていただいておりますというようにしてお礼を申し、おめでとうと言いたいところがございます。

あと、選挙後の形でございますので、若干所信を述べさせていただきますと、まず今、総合計画の見直しをしております。基本は総合計画に基づきながら、行政を推進するというような形でございますが、一応第二次総合計画が5年を経過して6年目に入ろうかという状況になっておるところでございます。

そういう形の中で、第二次、ちょうど後期計画ですね、見直しをしていただくというようにことで、3月11日の日に答申を頂くことになっております。基本はこの総合計画の後期計画に基づいた行政執行を行ってまいるとするのが基本でございますし、その中でもやっぱり緊急という課題の中で、やはり私も選挙中公約にしていまいりました駅のエレベーター化、それから、できれば椎田駅南北通路の開設、築城駅についても、これどうなるかという形、南北通路はどうだろうかという検討をしております。一気にちょっと無理だろうと思っておりますので、両駅のエレベーター化については、近々早急にやっていくというように形で、公約どおりやってまいりたい。

それから町内の交通関係、非常にやはり交通の便が悪い、ちょうどそういう形の苦情が、要望等が多々あっておるということで、町内交通の見直しを4月から若干いたしますけど、さらに次の6月議会には、さらに見直し後の予算を私は出していきたいと、このように考えるところでございます。

それでコミュニティバスとデマンドタクシーという形で4月からやりますけれども、それに加えて、もう一つ新たな交通手段をつくり上げていきたいなど、このように考えておるところでございます。

それから、学校再編という形の中で、今教育委員会が指針を出していただいております。この

指針に基づいて、行政を行っていくという形になれば、予算確保、これは私に課せられた使命だとこのように思っておるところでございますし、全力で予算確保に向けて頑張っていきたいとこのように考えておるところでございます。

それからあとは、持続可能な社会というようなことで、SDGsというようなことで、現在本町でも若干行われておりますが、さらにこのSDGs、いわゆるカーボンニュートラル等々含めた資源の有効利用というような形で、持続可能な築上町と、こういうテーマを持ちながら行政を進めてまいりたい。

そして、一次産業を保持しながら、この二次産業、三次産業、六次産品化というような形で、これについてもできるだけ努力してまいりたいとこのように考えておるところでございます。

そういうことで、あとまた一般質問等々が出てきておるようでございますし、詳細については質問の中で答えていきたいとこのように考えておるところでございます。

そして、本議会は専決処分1件させていただいております。この専決処分、それから予算が10件ございます。当初予算が9件、それから補正が1件というようなことでございます。そして、あと条例改正を10議案ほど提案させていただいております。それからあと、町施設の指定管理これを4件、それからあと教育委員会教育委員の選任、それから公平委員、それからもう一つは、何だったか、(「監査委員」と呼ぶ者あり)監査委員が、一応尾座本監査委員が勇退というようなことで新たに1件監査委員の一応人事案件を、合計6件の人事案件を提案しておりますので、どうぞよろしく御採択していただきながら、本議会、よろしく皆さんの御賛同を得ながら閉会に持って行っていただければと、このように考えているところでございます。

以上で終わります。

○議長(武道 修司君) これで、行政報告が終わりました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(武道 修司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、北代恵議員、4番、宗晶子議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長(武道 修司君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。塩田委員長。

○**議会運営委員長（塩田 文男君）** 議会運営委員会の報告をいたします。

2月25日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期の日程のとおり決定いたしました。

3月2日本日は、本会議での議案の上程。なお、議案第4号については、本日即決することとし、議案第29号から第35号の人事案件については、中日、3月4日に採決することに協議をいたしました。

3月3日は考案日です。

3月4日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託とします。

3月5日、6日は休会とします。

3月7日は考案日とします。

3月8日、9日は本会議で一般質問といたします。一般質問については、9人の通告があり、8日に5人、9日に4人といたします。

3月10日は考案日です。

3月11日は一般質問予備日とします。

3月12、13日は休会といたします。

3月14日は厚生文京常任委員会といたします。

3月15日は総務産業建設常任委員会とします。

16日は委員会予備日です。

17日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決とします。

なお、所管外の議案質疑要望の締切りについては、3月7日月曜日正午までといたします。

以上、会期は、本日から3月17日までの16日間とすることが適当だと決定したので御報告いたします。

以上です。

○**議長（武道 修司君）** お疲れさまでした。議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月17日までの16日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（武道 修司君）** 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月17日までの16日間と決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○**議長（武道 修司君）** 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第4号外31件です。ほ

かに例月出納検査報告が配付のとおり提出されていますので、併せて報告をいたします。

次に町長から報告があります。

報告第1号専決処分について（損害賠償事件に係る賠償額を定めることについて）を報告していただきます。

職員の朗読に続いて、報告内容の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 報告第1号専決処分について（損害賠償事件に係る賠償額を定めることについて）令和4年2月9日付で専決処分したので報告する。

令和4年3月2日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 報告第1号でございますけれども、これは専決処分をさせていただいた報告でございます。

本報告は、損害賠償事件に係る賠償額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び築上町長の専決処分事項の指定に関する条例第1条第1項第5号の規定により、次のとおり専決処分をしたものでございます。地方自治法の規定により議会に報告。

なお、内容については、今、本町では液肥の利用を行っていただいておりますけれども、この液肥の利用について損害賠償が生じたということで、令和3年3月19日に、築上町大字伝法寺の損害賠償相手方である耕作者、誤ってこの耕作者の圃場に、申込者でない圃場のほうに振ってしまったということで、令和3年中の稲作作業が中止されたことに伴う損害賠償及び散布者で圃場を踏み固めた、それから水口部分U字溝の継ぎ目が破損したということで、原状復帰をするような損害賠償案件でございます。

なお、これは弁護士等々と相談しながら、そうしてまた町が加入している保険会社にも相談をして、損害賠償額の74万5,101円は、全て損害賠償会社が一応支払うとこのような形で、全て和解したということで、この議案を専決処分したわけでございます。

以上報告でございます。

○議長（武道 修司君） この事件については、地方自治法第180条の規定に基づく専決処分の報告であり、議会に報告のみとなりますので申添えをしておきます。

それでは議事に入ります。

日程第4 議案第4号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第4、議案第4号専決処分について（令和3年度築上町一般会計補正予算（第11号）について）を、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

日程第4、議案第4号専決処分について（令和3年度築上町一般会計補正予算（第11号）について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 議案第4号専決処分について（令和3年度築上町一般会計補正予算（第11号）について）令和4年2月8日付で専決処分したので報告し承認を求める。

令和4年3月2日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第4号は、令和3年度築上町一般会計補正予算（第11号）の専決処分でございますが、本予算は、繰越明許費の変更1件でございます。

繰越明許費、従来上げておりましたけれども、1,511万1,000円ということで、変更前の繰越明許費でございますけれども、今回B&G財団から補助をいただいて購入する予定の水上バイク、これについて入札を挙げるために通知をしたが、なかなか、3社一応指名をいたしましたけれども、3社とも辞退と、辞退の理由が、指定モデルが、これは発注して、それで注文生産というような形になるというようなことで、繰越をしなければ時期的に間に合わないというようなことで、繰越明許させて329万1,000円と、繰越明許費の一応額を変更して1,840万2,000円に改めて繰越明許を計上したわけでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ないですね。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第4号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第4号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は承認することに決定をいた

しました。

日程第5. 議案第5号

○議長（**武道 修司君**） 日程第5、議案第5号令和3年度築上町一般会計補正予算（第12号）についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（**椎野 満博君**） 議案第5号令和3年度築上町一般会計補正予算（第12号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度築上町一般会計補正予算（第12号）を別紙のとおり提出する。

令和4年3月2日、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第5号は、令和3年度築上町一般会計補正予算（第12号）でございます。

本補正予算案は、既定の歳入歳出予算の総額133億756万7,000円に、2億5,413万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を135億6,170万3,000円と定めるものでございます。

予算の主なもの、事業費の確定及び決算見込みによる関連予算の減額等々でございまして、中身としては、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金230万円、これは増額です。豊築休日急患センター負担金384万6,000円、これも増額。防衛省の補助を活用して造成する基金を含む基金積立金、防災まちづくり、環境施設、有機液肥製造施設、学校教育環境整備、減債基金、財政調整基金等で5億8,895万円が一応主なものでございます。

そしてあと、歳入の主なものは、先ほど申しました保育士等改善の臨時特例交付金、それから基金国庫補助金、これは防衛省からでございますけれども、それから普通交付税を1億8,500万ほど充てさせていただいております。

それからまた、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の追加交付に係る財源振替を行っているところでございます。

そして、繰越明許費の追加を3件、地方債の変更を2件計上させていただいております。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第6. 議案第6号

日程第7. 議案第7号

日程第8. 議案第8号

日程第 9. 議案第 9 号

日程第 10. 議案第 10 号

日程第 11. 議案第 11 号

日程第 12. 議案第 12 号

日程第 13. 議案第 13 号

日程第 14. 議案第 14 号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第 6、議案第 6 号令和 4 年度築上町一般会計予算についてから、日程第 14、議案第 14 号令和 4 年度築上町下水道事業会計予算についてまでを、会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 6 号から議案第 14 号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） **議案第 6 号**令和 4 年度築上町一般会計予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 4 年度築上町一般会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 7 号令和 4 年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 4 年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 8 号令和 4 年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 4 年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 9 号令和 4 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 4 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 10 号令和 4 年度築上町霊園事業特別会計予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 4 年度築上町霊園事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 11 号令和 4 年度築上町国民健康保険特別会計予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 4 年度築上町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第 12 号令和 4 年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、地方自治法（昭和

22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和4年度築上町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第13号令和4年度築上町水道事業会計予算について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、令和4年度築上町水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第14号令和4年度築上町下水道事業会計予算について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、令和4年度築上町下水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和4年3月2日、築上町長新川久三。

○議長(武道 修司君) 新川町長。

○町長(新川 久三君) 議案第6号は、令和4年度の築上町一般会計予算でございます。

本予算案は、歳入歳出の総額、それぞれ110億2,300万円と定め、一時借入金の限度額を20億円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較しますとマイナスの5億8,740万円の減でございます。率にすると5.1%の減でございます。

予算総額の減の主な理由は、一応町長選挙がございまして、新規事業をこの予算には反映していないというようなことで継続的な事業、それから緊急に必要な事業というふうな形だけ計上させていただいておるところでございます。

また、債務負担行為の設定は2件、臨時財政対策債など3件の地方債の限度額等を定めるものでございます。

予算の概要については、歳入においては、町民税の減が1,417万2,000円で、14億6,551万1,000円計上させていただいております。地方譲与税は381万8,000円増の1億2,770万4,000円、地方交付税は1億6,923万円増の34億7,112万円を計上させていただいて、それからあと臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額では、令和4年度地方財政対策において、臨時財政対策債の抑制が示されたことから、マイナスの2,948万7,000円減の35億5,540万3,000円となっております。

町債は、骨格予算によるため、起債発行減のため6億4,251万7,000円減の4億8,848万3,000円を計上しておるところでございます。

あと歳出においては、人件費が6,689万3,000円減の18億6,185万9,000円計上です。それから公債費は9,315万4,000円増の13億961万6,000円、扶助費は1,342万4,000円減の17億8,662万5,000円となっております。

義務的経費は、1,283万7,000円増加をしておると、そういう状況でございます。あと普通建設事業は、骨格予算及び八津田小学校建設事業の減により、7億3,614万8,000円

の減の11億7,768万9,000円計上しておるところでございます。

一応財源不足がございますので、財政調整基金積立基金、減債基金、地域振興基金の取崩しを11億1,435万6,000円及び町債発行が4億8,848万3,000円を一応財源といたしておるところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択お願い申し上げます。

次に、議案第7号令和4年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございますが、本予算は歳入歳出予算の総額を326万円と定め、一時借入金の最高限度額を1億9,000万円と定めるものでございます。

歳出の主な内容は、総務管理費246万7,000円、主な歳入は貸付金の元利収入が255万1,000円及び県補助金70万5,000円ということで計上させていただいております。

貸付金の滞納額は多額であり、この回収に全力で取り組んで現在おるところでございます。

以上よろしく御審議をいただき、御承認いただきたくお願い申し上げます。

次に議案第8号は、令和4年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算でございますが、本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ488万7,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、奨学金基金預金利子20万円、奨学金基金繰入金324万円、奨学金貸付元金収入120万円でございます。

歳出の主なものは、貸付金が324万、基金利子積立金20万1,000円と、このような予算になって、今年度貸付予定は新規4名、継続2名を計画しておるところでございます。

議案第9号は、令和4年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてでございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13万円と定めるものでございます。本会計は既貸付金の返済回収業務を行っておるが、非常になかなか困難を要している事案でございます。

それから議案第10号、令和4年度築上町霊園事業特別会計予算でございます。本予算案は歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ453万1,000円と定め、一次借入金の限度額を100万円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が196万7,000円、基金繰入金237万1,000円でございます。

歳出の主なものは、総務管理費が352万9,000円、一般会計繰出金100万円と一応計上しておるところでございます。

今年度の販売予定数は、小区画3を見込んでおるところでございます。

議案第11号令和4年度築上町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

本予算は、歳入歳出予算総額を21億5,172万円と定め、一次借入金の最高限度額を3億円と定めるものでございます。

本年度は、総務費で国民健康保険市町村事務処理標準システム導入に係る費用を計上しております。

歳入の主なものは、国保税3億1,600万8,000円、県支出金が15億8,469万9,000円、繰入金が2億4,828万7,000円という予算計上をしており、歳出の主なものは、総務費が7,801万8,000円、保険給付費が15億5,378万9,000円、国民健康保険事業費納付金4億7,369万9,000円、保健事業費が2,278万3,000円を計上しておるところでございます。

議案第12号令和4年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、本予算案は歳入歳出予算総額を3億6,596万2,000円と定めるものでございます。この特別会計は、後期高齢者医療の保険料を徴収し、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付するための特別会計でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者保険料が2億4,563万円、一般会計繰入金として1億2,027万4,000円を計上しておるところでございます。

歳出の主なものは、総務費が1,429万7,000円、後期高齢者医療広域連合納付金3億4,906万4,000円、予備費として150万円を計上しておるところでございます。

次に、議案第13号令和4年度築上町水道事業会計予算についてでございます。本予算は、業務の予定量と収益的・資本的収入支出を定めるものでございますが、内容については、収益的収入及び支出は、水道事業収益4億4,629万1,000円、水道事業費用4億5,418万円でございます。

資本的収入及び支出は、資本的収入が3,027万6,000円、資本的支出が9,243万2,000円となっております。

また、一次借入金の借入限度額を3億円と定める予算といたしておるところでございます。

議案第14号令和4年度築上町下水道事業会計予算について、本予算案は業務の予定量と収益的・資本的収入支出額を定めるものでございまして、内容については、収益的収入及び支出は、下水道事業収益6億2,130万4,000円、下水道事業費用6億1,730万4,000円でございます。

資本的収入及び支出は、資本的収入3億2,107万7,000円、資本的支出が4億9,062万2,000円でございます。

一次借入金の借入限度額を1億3,500万円を一応定めるものでございます。

以上、一般会計予算から下水道会計予算についてまでの提案でございます。よろしく御審議い

ただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第15. 議案第15号

日程第16. 議案第16号

日程第17. 議案第17号

日程第18. 議案第18号

日程第19. 議案第19号

日程第20. 議案第20号

日程第21. 議案第21号

日程第22. 議案第22号

日程第23. 議案第23号

日程第24. 議案第24号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第15、議案第15号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第24、議案第24号小川ダムかんがい用水使用料条例の制定についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第24号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） **議案第15号**築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第16号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第17号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第18号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第19号築上町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第20号築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第21号 築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第22号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第23号 小川ダム管理条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第24号 小川ダムかんがい用水使用料条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月2日、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第15号は、築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、人事院が国家公務員の期末手当を0.15か月分減額したことを勧告したことに伴い、現下の地方行財政の状況下と地域の実情を踏まえ、人事院勧告制度を尊重し、また、国の給与改定に倣い、築上町職員の給与に関する条例を改正するものでございます。そういう形の中で、どうぞよろしく御審議をお願い申し上げたいと思います。

それから、議案第16号は、築上町特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例ということで、前議案の提案と同時に築上町三役の期末手当の減額をするという形の議案でございます。よろしく申し上げます。

それからあと、議案第17号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例ということで、本条例案は人事院が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、非常勤職員の育児休業取得要件の緩和など人事院規則を改正したことから、築上町職員の育児休業に関する条例を改正するものでございます。

それから、議案第18号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございます。

本条例案はデジタル社会の形成を図るため関係法律の整備に関する法律が改正されたため、築上町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第19号築上町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。

本条例案は、予防接種健康被害調査において、医学的見地をもって、より適正な調査及び助言等を行い、予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処置に資するため、築上町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正するものでございますが、従前は町長が入っていましたが、町長が入るのがいかながなものかということで、築上町の保健師を町長の代わりに委員とするものでございます。

議案第20号築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は町指定の固形燃料化ごみ袋の特小サイズを新たに作製し、瓶、飲食用のごみ袋の単価を見直し、築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものでございます。

特小ということで、15リットル1袋13円を新設をいたします。それから町指定瓶、これも飲食用20リットルの1袋、これは26円を30円ということで、一応これ袋の値上がりでやむを得ず増額をするものでございます。

次に、議案第21号築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例は、牧の原キャンプ場にテントサイトを設置するに伴い、利用期間や使用料を定めるため、築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正するものでございます。

テントサイトについては、一区画1,200円、フリーエリア1人700円、シルバーエリアは一区画1,200円ということで、そういう設定をさせていただいておるところでございます。

議案第22号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、鳥獣被害対策実施隊員の報酬の額を猟銃とわな猟に分け、実働稼働を踏まえた報酬の額に改定し、鳥獣被害対策実施隊員の確保に資することにより、さらなる農林作物の被害軽減を図るため、築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

今までの、3,000円が猟銃は5,000円、わなを3,000円という形で改正するものでございます。

議案第23号小川ダム管理条例の制定についてでございますが、本条例案は、小川ダムの管理を委託していた小川池土地改良区の解散により、町が小川ダムの管理を行うため、土地改良法第96条の4で準用する同法第57条の2第1項の規定に基づき、条例を制定するものでございます。

あと、受益面積等は636.6ヘクタールという形になっております。そういうことで、あと今後は、町のほうでこの小川ダムの管理をしていくという状況になったところでございますので、条例制定でございます。

そして、議案第24号小川ダムかんがい用水使用料条例の制定についてということで、これも小川ダムの町管理という形になって、いわゆる、かんがい用水の排水及び使用料の徴収を町のほうで行うようになります。そこで、使用料は、立方メートル当たり12円を頂くという形で、これは従前と同じでございますけど、そういう形で一応、この使用料条例を定めるものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第25. 議案第25号

日程第26. 議案第26号

日程第27. 議案第27号

日程第28. 議案第28号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第25、議案第25号公の施設に係る指定管理者の指定についてから、日程第28、議案第28号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでを会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号から議案第28号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 議案第25号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、町議会の議決を求める。

議案第26号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、町議会の議決を求める。

議案第27号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、町議会の議決を求める。

議案第28号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、町議会の議決を求める。令和4年3月2日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第25号は、公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

本案は、築上町エフエム放送施設に係る指定管理の指定でございますが、現在、東九州コミュニティー放送株式会社を指定管理しておりますが、引き続き、東九州コミュニティー放送株式会社に指定管理をたく、提案しているものでございます。

次に、議案第26号、これも公の施設に係る指定管理者の指定でございますが、本案は、県から譲位を受けた集落センター、それと町がつくった集落センター、交流促進センター及び生活改

善センターということで、町有の、いわゆる建物の指定管理を行うものでございます。これも従前どおりですね、それぞれの管理ということで自治会のほうに指定をしておる状況でございますんで、引き続き、この指定を行いたいと、このように考えておるところでございます。

それから議案第27号公の施設に——これも指定管理でございますけど、これは築上町椎田社会福祉センター及び追記の社会福祉センターに係る指定管理でございますが、これも福祉事業という観点から社会福祉協議会のほうに引き続き、指定管理を行うというようなことで提案をさせていただいておるところでございます。

それから、議案第28号、これも公の施設に係る指定管理でございますけれど、築上町文化会館コマーレの指定管理でございますけど、これもしいだサンコー株式会社ということで、第3セクターのしいだサンコーに一応、引き続き、指定管理を行いたく、議案として提案をさせていただいておるところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第29. 議案第29号

日程第30. 議案第30号

日程第31. 議案第31号

日程第32. 議案第32号

日程第33. 議案第33号

日程第34. 議案第34号

日程第35. 議案第35号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第29、議案第29号築上町教育委員会委員の任命についてから、日程第35、議案第35号築上町公平委員会委員の選任についてまでを会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号から議案第35号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） **議案第29号**築上町教育委員会委員の任命について、築上町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

議案第30号築上町教育委員会委員の任命について、築上町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

議案第31号 築上町教育委員会委員の任命について、築上町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

議案第32号 築上町監査委員の選任について、築上町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求めます。

議案第33号 築上町公平委員会委員の選任について、築上町公平委員会委員に下記の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2の規定により、議会の同意を求めます。

議案第34号 築上町公平委員会委員の選任について、築上町公平委員会委員に下記の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2の規定により、議会の同意を求めます。

議案第35号 築上町公平委員会委員の選任について、築上町公平委員会委員に下記の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2の規定により、議会の同意を求めます。

令和4年3月2日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第29号は、築上町教育委員会委員の任命でございますが、本案は、教育委員の麥田猛美氏が令和4年3月24日をもって任期満了になります。引き続き、麥田さんを再任いたしたく、提案をさせていただいております。

次に、議案第30号、これも同じく教育委員の任命でございますけれども、折本美佐子氏が、やはり同じく令和4年3月24日をもって任期満了になります。引き続き、折本さんに再任をしていただきたく、一応、提案をさせていただいております。

議案第31号、築上町教育委員会委員の任命について、築上町教育委員会中村ひろ子氏が令和4年3月31日付で、一応、辞任をするということで、残任期間、新たに築上町教育委員に小林正尚氏を任命する案件でございます。小林氏の履歴については、別添で付けておと思うんでよろしくお願ひします。

議案第32号築上町監査委員の選任について、築上町監査委員、尾座本雅光氏が令和4年3月8日をもって任期満了となります。新たに築上町監査委員として小出正貴氏を選任することについて議会の同意を求めますのでございますが、小出氏は、長年、中津市の市役所で一応勤務して、課長職を勤めながら、非常に行政には詳しい方でございますので、一応、提案をさせていただいております。

議案第33号は、築上町公平委員会の委員の選任についてでございます。

本議案は、公平委員は末永隆氏が令和4年3月8日をもって任期満了になります。引き続き、末永氏を公平委員として選任をいたしたく、提案をさせていただいております。

次に、同じく公平委員の議案第34号は、公平委員会委員でございますが、同じく遠久隆生氏

が令和4年3月8日をもちまして任期満了となります。引き続き、遠久隆生氏を選任をいたしたく、提案をさせていただいておるところでございます。

議案第35号築上町公平委員のもう1つ、これは選任でございますけれど、本案は、築上町公平委員会久保博恵氏が令和3年3月8日をもちまして任期満了になります。引き続き、公平委員として久保博恵氏を選任したいということで提案をさせて、なお、久保さんは、前任者の畦津さんが他界をされた後、前回の議会で選任を、同意をいただいたところでございますけれども、残任期間でございましたので、今度、新たにまたお願いをして、一応、議会の同意を得るものがございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

常任委員会で所管の委員会以外の議案質疑を希望される議員は、3月7日月曜日、正午までに所定の様式で事務局まで申し出てください。

これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時58分**散会**
